

食品衛生責任者（管理者）設置の必要の有無について

作成：平成27年8月

	業 種	管理者	責任者設置必要		責任者 設置不要
			資格必要	資格不要	
食 品 衛 生 法 に よ る 営 業 許 可	飲食店営業				
	自動販売機による営業の場合			○	
	上記以外の場合		○		
	喫茶店営業				
	自動販売機による営業の場合			○	
	上記以外の場合		○		
	菓子製造業		○		
	あん製造業		○		
	アイスクリーム類製造業		○		
	乳処理業		○		
	特別牛乳搾取処理業		○		
	乳製品製造業				
	全粉乳（容量 1,400g 以下の缶に収められたもの）、 加糖粉乳、調整粉乳を製造する場合	○			
	上記以外の場合		○		
	集乳業			○	
	乳類販売業			○	
	食肉処理業		○		
	食肉販売業				
	取扱いが包装食肉のみの場合			○	
	上記以外の場合		○		
	食肉製品製造業	○			
	魚介類販売業				
	取扱いが包装鮮魚介類のみの場合			○	
	上記以外の場合		○		
	魚介類せり売営業		○		
	魚肉ねり製品製造業				
	魚肉ハム、魚肉ソーセージを製造する場合	○			
	上記以外の場合		○		
	食品の冷凍又は冷蔵業		○		
	食品の放射線照射業	○			
清涼飲料水製造業		○			
乳酸菌飲料製造業		○			
氷雪製造業		○			
氷雪販売業			○		

	業 種	管理者	責任者設置必要		責任者 設置不要
			資格必要	資格不要	
食品衛生法による営業許可	食用油脂製造業				
	脱色又は脱臭の過程を経た製品を製造する場合	○			
	上記以外の場合		○		
	マーガリン又はショートニング製造業	○			
	みそ製造業		○		
	醤油製造業		○		
	ソース類製造業		○		
	酒類製造業		○		
	豆腐製造業		○		
	納豆製造業		○		
	めん類製造業		○		
	そうざい製造業		○		
	缶詰又は瓶詰食品製造業		○		
添加物製造業	○				
条例による許可(登録)	食品製造業				
	水産加工品、漬物、水あめを製造する場合		○		
	上記以外の場合				○
	行商				○
	食品販売業				○
	かき処理業		○		

食品衛生管理者の資格

- 1 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 2 学校教育法に基づく大学、旧大学例に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の過程を収めて卒業した者
- 3 厚生労働大臣の指定した養成施設において課程を修了した者
- 4 食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の指定した講習会の過程を修了した者

食品衛生責任者の資格

- 1 食品衛生管理者の資格を有する者
- 2 栄養士
- 3 製菓衛生師
- 4 調理師
- 5 知事の指定した資格養成講習会の過程を修了した者
- 6-1 他自治体で食品衛生責任者の資格を修得した者
- 6-2 ふぐ処理責任者
- 6-3 (社)北海道食品衛生協会の委嘱を受けている食品衛生指導員
- 6-4 食鳥処理管理者
- 6-5 船舶料理士